

議 案 第 75 号

新居浜市奨学資金貸付基金条例及び新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金  
条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市奨学資金貸付基金条例及び新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例の一部  
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市奨学資金貸付基金条例及び新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金  
条例の一部を改正する条例

(新居浜市奨学資金貸付基金条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市奨学資金貸付基金条例(昭和39年条例第39号)の一部を次のよう  
に改正する。

第4条中「2万6,000円」を「4万5,000円」に改める。

(新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例(昭和45年条例第15号)の一部  
を次のように改正する。

第4条第2号中「30万円」を「50万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新居浜市奨学資金貸付基金条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の新居浜市奨学資金貸付基金条例の規定により奨学資金の貸付けを受けている者に係る奨学資金の貸付額については、なお従前の例による。

(新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける入学準備のために必要な経費の貸付金について適用し、同日前に貸し付けた入学準備のために必要な経費の貸付金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

奨学資金及び入学準備金の貸付金額の増額を行うため、本案を提出する。